

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インド国アッサム州生計向上事業準備調査
(QCBS)

調達管理番号：23a00520

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月27日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国アッサム州生計向上事業準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年12月～2025年1月

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年10月3日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月11日 12時
3	質問への回答 10月3日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年10月6日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年10月16日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年10月20日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年11月7日13時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 3) の経費と4) ~ 5) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

(3) 提出先

1) プロポーザル及び

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしま**

す。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. その他

(1) 契約予定時期と調査内容の変更等

本調査は、契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更、案件の取りやめの可能性があります。その場合は、契約交渉時にお知らせし、協議いたします。

第2章 特記仕様書案

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施するインド国アッサム州生計向上事業準備調査（QCBS）に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

インドにおいて漁業セクターは2014年以降、年平均で10%以上のGDP成長を記録するセクターである。インドの漁業は世界第2位にあたる年間1,400万トン（世界全体の約8%）の漁獲量を記録し、河川・池・湖沼帯等の内水面（淡水）で行われる内水面漁業・養殖業においても、中国に次ぐ世界第2位の生産量を記録し、インド国内外の食料安全保障に貢献している（インド公共投資委員会2021年）。うち、「アッサム州生計向上事業」（以下、「本事業」という）で対象とするアッサム州は、面積（78,438 km²）及び人口ともにインド北東部地域で最大の州であるとともに、インド政府における北東部地域の開発政策（「アクト・イースト政策」）における社会セクター開発の重点州である。同州は、ブラマプトラ川等の流量の大きい河川、池や湖等の水資源に恵まれ、多種多様な内水面生態系を有し、内水面漁業・養殖業の生産量がインド全28州及び7つの連邦直轄領中第7位（北東部地域内で第1位）と内水面漁業・養殖業が盛んな地域である。加えて、アッサム州における魚の消費量は同第5位、かつ同じ北東部地域に位置するトリプラ州が同第1位、マニプール州が同第3位（Handbook on Fisheries Statistics: 2020）と、近隣に水産物の大消費地を有しており、北東部地域内の生産及び流通のハブとして、内水面漁業・養殖業発展への期待が極めて高い。また、アッサム州の内水面漁業・養殖業は約56万人の漁業従事者（内水面漁業・養殖業生産者及びバリューチェーン関係者）の雇用を提供し（実施機関作成事業計画（2022））、かつ必要な栄養源を供給する等、社会経済開発上においても重要な位置を占めている。

その一方で、アッサム州の内水面漁業・養殖業生産量は全国第1位のアンドラプラデシュ州のわずか10分の1程度（Handbook on Fisheries Statistics: 2020）に過ぎず、その生産ポテンシャルを活かしきれていない。また、アッサム州で内水面漁業・養殖業に従事する生産者の平均月収は約14,000ルピー（実施機関作成事業計画（2022））とインド全国の都市部の常用労働者の平均月収である約18,190ルピー（2019年時点。インド統計局）と比べて、所得が低いなどの課題がある。これらの背景には、水産資源管理が適切になされていないことや養殖施設等の生産インフラの不足、養殖技術の未熟ほか、貯蔵・冷蔵施設や収穫後処理施設といった鮮度維持のためのインフラが満足に供給・整備されていないこと等が挙げられる。このため、アッサム州の生産者の多くは、販売する魚の数量を安定的に確保することができず、少量で市場に卸していることから規模効果（スケールメリット）を得られていない。結果として、生産者の市場関係者に対する価格交渉力は低く、販売を通じ十分な収入が得られていないことも背景の一つに挙げられる。アッサム州はこの対策として、水産事業者で構成される漁業協同組合にて、地域の水産資源の適正管理や品質の平準化を図り、市場価格を安定化に取り組む方針を「Assam Vision 2030」にて掲げている。また、漁業協同組合による種苗放流や漁場の管理等を通じ、水産資源の維持増大と活用の両立を図る共同資源管理や、生産体制強化、マーケティング支援等による水産バリューチェーン構築支援、これらを通じた

所得向上を目標に掲げている。こうした同州の施策はインド政府が掲げる「Blue Revolution Vision」において、内水面漁業・養殖業の生産性向上や貯蔵・収穫後処理効率の改善による販売促進等を通じた生産者の所得向上と合致する。本事業は上記ビジョンの達成に資する活動を行う事業であり、インド政府及びアッサム州政府における重要事業と位置付けられる。

本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの本事業に対する要請を踏まえ、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として審査するために必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

第3条 事業の概要

（1）事業名

アッサム州生計向上事業

（2）事業目的

本事業はアッサム州において、共同資源管理に基づく内水面漁業・養殖業の生産支援、水産バリューチェーン構築支援及び漁業協同組合や州政府の組織体制強化を行うことにより、持続可能な内水面漁業・養殖業の推進及び水産物の販売促進による漁業従事者の所得向上を図り、もって同州の社会経済発展に寄与するもの。

（3）事業概要

- 1) 内水面漁業・養殖業生産支援（養殖施設整備、漁業従事者の生産体制強化、漁業協同組合能力強化、共同資源管理体制の強化、生計手段多様化活動の実施、栄養改善等）
- 2) 水産バリューチェーン構築支援（共同出荷体制構築支援、集荷・貯蔵・加工施設整備、販売施設整備、民間企業連携促進等）
- 3) 州政府の組織体制強化（事業管理ユニット（Project Management Unit : PMU）機能強化、技術普及体制強化、マーケティング戦略策定及び実施等）
- 4) コンサルティング・サービス

（4）対象地域

インド国アッサム州

（5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨発注者に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続する。

1) 実施機関

- ・ アッサム州漁業局（Fishery Department, Assam State）

2) その他関係官庁・機関

- ・ 畜産酪農漁業省漁業局（Department of Fishery, Ministry of Fisheries, Animal Husbandry & Dairying）
- ・ 国家漁業開発委員会（National Fisheries Development Board）
- ・ アッサム州漁業開発公社（Assam Fisheries Development Corporation Limited）
- ・ 世界銀行（World Bank）

- ・ アジア開発銀行（Asian Development Bank）他

第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

（1） 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時発注者と十分な協議を行う。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とする。加えて、提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、実施機関と十分に協議を行う。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮する。

（2） 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、発注者から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- （ア） 事業の背景と必要性
- （イ） 事業費
- （ウ） 事業実施体制
- （エ） 運営／維持・管理体制
- （オ） 調達・施工方法
- （カ） 運用・効果指標
- （キ） 環境社会配慮関連資料

（3） セクター概況調査

漁業セクターの支援はインドにおいてほとんど実績がなく、円借款事業としての案件形成は本事業が初の事例となる。アッサム州の漁業セクター概況として、漁業行政の取り組み、内水面漁業・養殖業の生産性や魚市場状況、漁業従事者の家計状況などの社会経済状況等について丁寧に調査・分析を行う。また、インド全州におけるアッサム州の漁業セクターの立ち位置を正確に理解するため、同セクターで先進州とされるアンドラプラデシュ州等のインド他州の同様の情報も併せて収集する。

(4) JICA既往案件のアセット活用

上記(3)の通り、これまでインドでの漁業セクター支援の蓄積は多くないが、これまでインドで実施してきている農業セクターの協力を通じて得られたバリューチェーン構築やFPO(生産者団体)支援のアセットを本事業で活用する。また、JICAにはアフリカ地域や東南アジア地域を中心に、内水面漁業及び養殖業分野での技術協力における好事例が蓄積されており、特に、内水面漁業・養殖業技術にかかる普及体制構築や共同資源管理体制構築につき、それらの好事例を本事業でも適用する。

(5) 本邦技術の活用

日本には民間のコールドチェーンや加工流通技術を用いた地方発のバリューチェーンや共同資源管理等に関する経験など、相手国で活かせる知見が豊富に蓄積され、日本の技術を適用する余地があると考えられる。調査を通じてニーズを精査のうえ、ニーズに即した本邦技術を検討・提案する。

(6) 詳細事業計画の策定・事業実施体制及び運営維持管理体制の提案

アッサム州の内水面漁業及び養殖業が抱える課題分析結果や先方政府が提案する事業計画のレビュー・調査での改善提案結果等を踏まえ、的確かつ実現可能な事業目標を設定する。その達成に向け、共同資源管理に基づく内水面漁業・養殖業の生産支援、水産バリューチェーン構築支援及び漁業協同組合や州政府の組織体制強化を通じた、持続可能な内水面漁業・養殖業の推進及び漁業生産物の販売促進による漁業従事者の所得向上のための事業戦略を策定する。また、この事業戦略に基づき、詳細事業計画事業(Detailed Scope of Work)を策定する。

さらに、事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを行う。その上で、当該事業スコープをスケジュール通りに実施し、事業効果を持続的に発現させるために必要な本事業の実施体制と運営維持管理体制を検討する。

(7) 適切な事業対象範囲の選定及び事業規模の検討

実施機関からはアッサム州全27県を事業対象として提案されているが、その妥当性につき本調査を通じて検討する。検討の結果、対象候補県の絞り込みを行う必要がある場合、パイロット事業としての展示普及効果、内水面漁業・養殖業の生産ポテンシャル、当該地域の関係者のモチベーション、インド政府やその他ドナーが支援する事業との連携のフィージビリティ等に留意する。

また、アッサム州政府が策定済の詳細事業計画書(DPR: Detailed Project Report)では規模の大きい事業が提案されている。インドにおいてこれまで漁業セクターの支援実績がほとんどないこと、実施機関にとって初めての円借款事業の形成という点を鑑みて、事業のフィージビリティには十分に留意の上、検討する。

(8) 事業対象候補地域及び対象候補漁業従事者の選定基準・プロセスの策定及びサブプロジェクトのロングリスト作成

サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる漁業従事者や漁業協同組合等のグループの選定基準・プロセスについて実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、発注者に提案する。その際に、治安・安全面上懸念が示される地域

については発注者と十分に協議をした上で候補とするか否かを検討する。また、対象候補生産者の選定基準策定に際し先進的で意欲のある生産者が選定されるよう、また女性生産者も包摂されるよう、留意する。

さらに、本事業は審査時点で全てのサブプロジェクトを確定しないため、実施機関と協議のうえ、事業対象候補をリストアップしたロングリストを作成・提案する。その際に、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA環境社会ガイドライン」という)に基づき、カテゴリ A 案件に該当するような環境社会影響の大きいセクター、特性・地域に該当する見込みのサブプロジェクトは本事業では対象としないことを踏まえ、選定基準としてカテゴリ A 案件を回避する点を盛り込むよう提案を行う。

(9) 共同資源管理体制の構築

本事業では漁業協同組合による種苗放流や漁場の管理等を通じ、水産資源の維持増大と活用の両立を図る共同資源管理に取り組む。特に、日本は共同資源管理等に関する経験が豊富で相手国で活かせる知見が蓄積されていると考えられ、調査を通じてアッサム州の水産資源管理の現況を分析し、ニーズを深掘したうえで、最適な共同資源管理体制の在り方を検討し、事業計画に反映する。

(10) バリューチェーン戦略の検討・提案

本事業で生産される水産物は主に、需要の大きいアッサム州やそのほかの北東部地域の市場で流通・消費される想定だが、その他バングラデシュやブータンなどの近隣国へ輸出する可能性も検討する。バングラデシュとのバリューチェーンの構築に関しては、岸田総理が2023年3月に発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のための新たなプランの中で具体的に提言される「ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーンの構築(Development of an Industrial Value Chain connecting the Bay of Bengal and North Eastern Region of India)」の推進に貢献するものと考えられる。

本調査では、アッサム州で収穫される魚の品種毎の流通販売状況、アッサム州内・北東部地域市場やバングラデシュ・ブータン等の周辺国における需給バランス、潜在的な市場、それぞれの担い手等を調査のうえ、バリューチェーン戦略を立案する。

(11) バリューチェーン全体最適化

本事業はバリューチェーンの構築及び改善を行うこととしていることから、本業務ではバリューチェーンのステークホルダーの把握が不可欠となる。その上で、官・民(漁業協同組合等の組織を含む)の関係者が参加する協議会等、バリューチェーンの全体最適化を図るためにステークホルダー間の調整メカニズムを実施機関が事業を通じて設立することを計画する。ここで言う全体最適化は、バリューチェーンの各段階での付加価値が見える化された上で、それぞれのステークホルダーが合理的と考える取引の選択肢が実現されることとする。

(12) 民間企業連携の促進(本邦企業含む)

本事業では生産支援、貯蔵、流通、販売などのインフラ整備やマーケティング支援を行うことに加え、上述のとおりバリューチェーンの全体最適化を図る。これらのインフラについては個人の生産者または漁業協同組合や生産者団体等のグループが利用する

ことを想定していることから、計画策定時、助成方式の検討時、運用方式の検討時などにおいて適宜利用者が関与するよう留意し、利用者の利便性を高める検討を行う。また、民間企業連携は上記インフラ整備に留まらず、個人の生産者、漁業協同組合や生産者団体等のグループと生産インプット（餌等）やオンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化に資するサービスを提供するアクアテック企業や消費者とのマッチングの方法について検討を行う。

（13） パイロット事業の実施

本調査のなかで実施する課題分析結果を踏まえ、デジタル技術やデータの利活用を通じた課題に対して最適なアプローチを模索し、円借款の本体事業の中での民間連携とデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の方策を検討する。具体的には、女性生産者の包摂、生産マップのデジタル化やデジタルツールを活用した遠隔での技術普及等の内水面漁業・養殖業の生産性向上、オンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化などに資するサービスを提供する日本やインドのアクアテック企業との協働等を実証的に行う。また、アッサム州漁業セクター関係者を集めたセミナー（計1回/50名程度の参加想定）を開催し、パイロット事業の成果についての報告や意見交換等を行うことを想定している。なお、パイロット事業²の実施にあたっては、アッサム州漁業局と密に連携を行い、先方が円借款の本体事業の中で民間連携とDX推進を行うことのイメージが膨らむように留意する。

（14） 起業家に対する企業成長支援策の検討・提案

アッサム州では、餌や資機材の内水面漁業・養殖業にかかる生産インプットを起業家が調達、地域で販売している事例やオンラインマーケットのサービスを提供している事例が見られる。調査を通じて、プレイヤーとしての起業家の創出のためのインキュベーション支援や企業成長支援策を検討・提案する。

（15） 需要予測

アッサム州内、北東部地域内、及び周辺国（バングラデシュ・ブータン等）における魚（放流・養殖用の種苗を含む）の需要予測を行う。事業実施段階においても、定期的に需要の動向を把握出来る体制について検討する。

（16） 慣行生産技術の確認及び適正技術・普及体制の検討

本事業では内水面漁業・養殖業の技術普及体制含め実施機関の能力強化を行うこととしている。本調査にて行政機関の生産技術水準及び関係者の生産技術水準を確認し、両者のギャップの有無と程度を踏まえて、普及すべき適正技術を検討する。

普及体制に関しては、行政機関による普及に加えて、現地のNGO等を活用した効果的な普及活動について検討を行う。また、普及員による技術移転を補完するため、中核

² 具体的には以下の通り実施することを想定している。なお、上記以外に合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

時期： ドラフトファイナル報告書提出まで

期間： 6ヶ月

パートナー企業数： 内水面漁業・養殖業分野のアクアテック企業2社程度

分野： DXを活用した生産性向上やバリューチェーン効率化

養殖生産者を育成し、養殖生産者間での技術や知見の共有を図る FTF (Farmer to Farmer) アプローチの在り方につき検討する。

さらに、より効果的な適正技術・普及体制を確立すべく、生産者のオーナーシップ強化を通じて生産者の収入向上を目指す、SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) アプローチの活用可否を検討する。SHEP アプローチでは具体的には、(1) 生産者自身が市場のニーズを把握し、(2) 市場ニーズに沿った品質や生産時期等を考慮した上で、(3) 生産者自らが生産する品目や生産計画を策定し、(4) 生産者が必要な技術を習得する。普及員 (NGO 含む) は、生産者に対しこれらに関する生産計画策定の支援を行うとともに、不足している生産方法や品質の向上に必要な技術を提供することが期待される。そのため、マーケットニーズの捕捉体制、生産者への情報伝達体制、マーケットニーズを踏まえての各生産者の生産・収穫調整、適切な生産技術の普及について検討する。

(17) 受益者負担活動に関する資金フロー及び管理

本事業では内水面漁業生産支援の一環で整備する養殖施設や集荷・貯蔵・加工施設等はインド中央政府またはアッサム州政府の予算配賦により補助され、一部は受益者が負担することが想定されている。本調査では事業での具体的な資金フロー及び管理方法について検討する。

(18) 漁業協同組合や生産者団体の立ち上げ・育成計画の策定支援

(9) で記載する共同資源管理の主体は漁業協同組合となる見通しであるが、持続可能な水産資源活用のためには漁業協同組合のキャパシティ・ビルディングが重要である。また、小規模な経営主体である生産者 (漁業従事者) が市場にて個々で販売を行うと、質 (特に鮮度)、量ともに仲介業者や流通業者等の市場関係者が求める水準に達しておらず、廉価に取り引きされる、生産者の価格交渉力 (バーゲニングパワー) が弱い状況がみられる。これらの状況を改善すべく、本事業では、市場でのバーゲニングパワーを向上させることを目的として、生産者 (漁業従事者) で構成される生産者団体の育成・強化、集荷体制や加工・流通の一元化等の共同出荷体制構築支援を行うことを想定している。本調査ではジェンダー視点に立ちつつ、上記漁業協同組合や生産者団体の立ち上げ、育成支援戦略について検討する。

生産者団体の組織化にあたっては、女性生産者の参画が少ないケースが散見されるとの指摘があることから、女性生産者であっても生産者団体に加盟し、組織化による流通販売上の便益を享受できるよう留意する。

また、漁業協同組合や生産者団体を支援するためのシードマネーや維持管理等の運転基金のためファンドの立ち上げやその運営方法等につき調査の中で検討する。

(19) 栄養に配慮した (Nutrition Sensitive) 活動の導入

国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute, IFPRI) によって行われている①栄養不良、②低体重、③低身長、④乳幼児死亡率を元に飢餓を指数化した国際比較によると、Global Hunger Index 2017 でインドは119か国中100位となり、栄養改善が遅れている。また今日のインドでは低栄養問題に加え、過栄養がもたらす課題 (成人病患者の増加に伴う医療費の財政圧迫等) を含む二重負荷を抱えており、両課題への対策が課題となっている。本調査においても、ジェンダー視点に立ち、栄養に関する啓発、栄養価の高い農産物の生産・調理方法の普及、学校給食との連携など、食糧

供給の観点から栄養改善に資する活動について検討する。なお、関連活動の検討に際しては、栄養価の高い小魚（Nutrition-rich-small-fish, NRSF）の活用も考慮する。

魚は以下のような利点があるため、それらを生かした栄養改善に資する活動を提案する。

- ① 魚は良質なタンパク質（消化吸収が良く、必須アミノ酸を含んでいる）、脂質（妊産婦が不飽和脂肪酸を摂取することにより胎児の脳・神経発達障害のリスクを低下させる効果）や欠乏しがちな微量栄養素を摂取できるとされ、魚の摂取による栄養改善が見込まれる。
- ② また、養殖の場合、収穫時期を計画的に調整できる、すなわち生産の柔軟性があることから、例えば、農作物の収穫端境期に養殖魚を生産できるようにすると、魚からの栄養摂取、あるいは養殖魚の販売利益での食品購入により、通年で良い栄養状態を保つことができる。

（20） ジェンダー主流化

水産バリューチェーン調査に際しては、各段階における女性の役割と参画状況についても確認を行う。なお、調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や性別役割、力関係の現状、ジェンダーに関連する法・政策（農業関連含む）から社会規範・慣習、男女で異なる実際の及び戦略的ニーズや課題、アッサム州政府の内水面漁業政策におけるジェンダー政策の状況や実施機関におけるジェンダー主流化の状況等、支援対象地域の様々な段階・領域から実施機関の体制・状況まで、ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進の視点をを用いて調査分析を行い、ジェンダー課題を抽出する。また、それらの課題を解決した場合の成果・インパクトを、人権とジェンダー平等の観点及び事業効果の観点の両方から示す。さらに、抽出されたジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- （ア）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- （イ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- （ウ）ジェンダー視点に立った取組みを担保し測定するための指標を設定する。

（21） 政府事業・他ドナー事業・JICA他スキームとの連携

本事業は生産基盤整備、貯蔵、加工、流通販売とバリューチェーン全体の改善を対象としており、関連する先方政府実施事業や世界銀行・アジア開発銀行が実施するドナー事業と具体的、効果的な連携を図る。また、円借款だけでなくその他技術協力プロジェクトを中心とした、JICAの他スキームとの連携可能性についても検討する。

（22） 環境社会配慮

本事業は「JICA 環境社会ガイドライン」上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、カテゴリFIに分類されている。審査の段階でサブプロジェクトが特定されず、事業実施段階でサブプロジェクトのカテゴリ分類及び影響に応じた配慮を行う必要があることから、そのための環境社会影響評価フレームワーク作成を支援する。また、自然環境面について、本事業ではインド国内法上環境影響評価報告書（EIA）の作

成は求められていないが、適切な緩和策やモニタリング方法を検討し、事業計画に反映していく必要がある。

なお、本調査ではサブプロジェクトのロングリスト作成を行うが、カテゴリ A およびカテゴリ B 相当のサブプロジェクトが含まれないことが確認された場合、カテゴリ FI から C に変更することも想定している。各サブプロジェクトの影響の範囲や規模等については発注者に余裕を持って共有すること。

(23) JICAが実施するミッションへの協力

発注者が実施予定のファクトファインディングミッション時（2024年4月及び6月の2回の実施を予定。変動可能性有。）、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。また、発注者が2024年8月頃実施予定の詳細ファクトファインディングミッション日程に一部同行し情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」に沿って、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

第一次国内作業

(1) 既存資料の収集、整理、分析

以下の資料を含む関連資料の内容を確認し、関連情報の収集・分析、本業務への反映可否の検討を行った上で、調査方針・調査計画を策定する。

- (ア) 実施機関作成の詳細事業計画書（DPR：Detailed Project Report）
- (イ) 実施機関よりJICAに提出された各種資料
- (ウ) ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業（フェーズ2）準備調査最終報告書
- (エ) ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業準備調査最終報告書
- (オ) 農業・農村開発分野におけるジェンダー主流化のための手引き

(2) 現地再委託調査指示書の作成

現地再委託の項目に記載のある現地再委託調査につき、第一次現地調査中に現地再委託を通じて実施する現地調査の指示書を作成し、発注者にコメントを依頼する。コメントがあった場合は、指示書に反映する。なお、現地再委託調査は第一次現地調査期間内に開始する。

(3) 共同資源管理体制の構築及びSHEPアプローチに関する協議

本事業で適用可能性を検討することとしている日本の共同資源管理及びSHEPアプローチに関し、JICA内関係部（経済開発部）及び担当国際協力専門員より聞き取りを行い、本業務での取り組み方針を検討する。

(4) インセプションレポートの作成・協議

上記を踏まえ、インセプションレポートを作成する。ドラフト段階で発注者に対して提出・説明し、発注者からのコメントを反映させた最終版を提出する。現地調査前には、最終化したインセプションレポートに基づき、JICA インド事務所を含めて調査方針説明を行う（英文）。また、同レポートに基づき、実施機関用のプレゼン資料（調査の方針、手法、実施計画、便宜供与依頼事項等）を作成する。

第一次現地調査

(1) インセプションレポートの説明

インセプションレポートをもとに、実施機関及び関連機関に対して調査方針を説明し、内容につき協議・確認する。

(2) 事業の背景及び必要性の確認並びに中核課題の分析

以下の項目について情報収集を行った上で課題分析を行う。アッサム州漁業セクターまたは対象地域が抱える中核課題が何かを検討したうえで、調査で明らかにすべき問いや仮説を明確に提示する。発注者は事業の骨格を検討するうえで上記の中核課題の検討や問いの設定やそれらに対応する最適なアプローチの検討等のエクササイズを重視している。上記の調査分析、課題抽出、アプローチの検討においてはできる限りジェンダー視点を盛り込む。また、定期的に発注者と協議を行い詳細化に努める。

- (ア) 社会経済：人口、産業構造、雇用、社会インフラ、生計手段、家計状況（インド他州と比較した平均収入または所得を含む）、貧困率、識字率、就学率、指定カースト・指定部族の状況等、ジェンダー・栄養指標、漁業の重要性
- (イ) 漁業行政：アッサム州における漁業セクターの現況、法整備、漁業セクター開発政策・計画、スキーム、実施機関含む関連行政機関の実施体制及び所掌、人材配置、財政状況（過去五年の予算配賦実績含む）
- (ウ) アッサム州の生産資源：水資源（全体面積、活用面積、未活用面積、季節的変動）、水文、気象、基盤整備の現状及び今後の開発計画
- (エ) 内水面漁業・養殖生産体制：内水面漁業・養殖にかかる生産面積、生産量、生産基盤、生産する魚の品種、生産技術、生産カレンダー、餌や稚魚などの入手・流通経路
- (オ) 漁村・漁業従事者：生産形態、土地所有・経営形態、生産する魚の品種及び技術の選択基準、市場へのアクセス方法（買取業者との関係含む）、市場情報へのアクセス状況、内水面漁業以外の生計手段、所得構造、漁業協同組合・生産者団体（FPO）等の組織体制・活動内容・財務状況
- (カ) 内水面漁業・養殖にかかる技術普及体制：普及活動内容、普及方法・手法、対象従事者数、巡回頻度、普及員の学歴及び経歴、研修制度、種苗供給能力
- (キ) 水産バリューチェーン：魚市場、貯蔵、流通、加工、販売に係るバリューチェーンの状況、形式・類型化、ステーキホルダーマッピングや各々が所有する設備・施設の把握

- (ク)魚市場状況・水産物需要：アッサム州内、北東部地域内、インド他地域及びバングラデシュ・ブータン等の周辺国における、市場別出荷販売規模、魚（鮮魚、加工品）の需給状況、魚種やサイズに関する嗜好性、魚の品質や市場取引情報
- (ケ)水産分野民間企業の動向：漁業・養殖資機材企業、水産加工・食品企業、大型小売店等の民間企業の活動・投資状況
- (コ)流通インフラ：貯蔵施設、輸送手段、魚市場等農水産物流通に関連するインフラ整備状況と運営体制、食品ロス率
- (サ)他ドナー支援：事業概要、事業実施上の課題、本事業への教訓、好事例
- (シ)民間企業（起業家含む）・NGO：州内で活動している民間企業（起業家含む）・NGOの活動状況
- (ス)栄養・ジェンダー関連：アッサム州内の栄養状況（低栄養及び過栄養）、栄養改善に係る行政の取り組み、農業・漁業におけるジェンダー規範、農作業や世帯・コミュニティ内の無償労働の性別役割分担状況、女性グループの活動状況、農業・漁業とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の関連状況（市場等における性的ハラスメント含む）、実施機関とジェンダー専門機関間の連携状況
- (セ)データ統合・利活用／DX推進：アッサム州漁業局の漁業データ管理（①どのようなデータを保有しているか、②データをどのように取得しているか、③データは内部・外部のシステムと連携しているか、④データを加工・分析して政策立案や具体的な公共の施策に利用しているか、⑤データを利活用するための政策や規制等は存在するか等）、アッサム州漁業セクター全体としてのデータ連携の状況（州政府、漁業従事者、民間企業等がそれぞれ有するデータの連携状況やニーズ）、インド全体での漁業セクターとしてのデータ連携に係る方針

なお、上記の情報収集にあたり、再委託調査による調査結果を本事業の協力内容の検討や審査に活用できるよう、再委託調査に係る委託先の調達と作業監理を計画・実施する。

（３） 水産バリューチェーン調査

アッサム州の主要な魚生産物に関し、アッサム州内、北東部地域内、及び周辺国（バングラデシュ・ブータン等）における、バリューチェーン上の主要アクター、バリューチェーンの各段階での付加価値、アクター間の利益の配分、ハイエンド市場ニーズ等の把握を行い、バリューチェーンの類型化と課題の洗い出しを行う。調査対象としては以下を想定しているが、調査方針、調査手法（対象作物の選定方法含む）、調査期間等については、発注者及びアッサム州漁業局とも十分に協議のうえ決定する。

- (ア)対象品目：鮮魚2品目、加工品2品目（調査開始後、実施機関との協議を経て最終的な対象品目を決定）
- (イ)バリューチェーン：漁業従事者、産地・消費地仲買人及び卸売業者（大手、中小の地場業者を含む）、農村金融機関、アクアテック企業、起業家、漁業資材供給業者、稚魚販売・育成会社、輸送会社等
- (ウ)市場ニーズ：大手スーパーマーケットチェーン、食品企業、外食産業（レストラン等）、ホテル、輸出会社等

また、本調査を実施する際には調査スコープについて発注者及び実施機関の確認を得る。調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮する³。

(4) 需要予測

アッサム州内、北東部地域内、及び周辺国（バングラデシュ・ブータン等）における魚（種苗を含む）の需要予測を行う。事業実施段階においても、定点的に需要の動向を把握出来る体制について検討する。

(5) 民間企業（起業家含む）へのヒアリング

本事業では民間企業との連携を検討している。連携手段としては①アクアテック企業が有するデジタル技術等を活用した生産性向上ツール、バリューチェーンの見える化やオンラインマーケットプレイスに係るサービスの活用、②本事業で支援を行う漁業協同組合や FPO 等の漁業従事者で構成される組織と流通業者、小売店や食品企業等の民間企業が農産物の取引を行う場合、③本事業で整備することとしている貯蔵施設、加工施設、輸送車両等を民間企業に運用委託する場合、④本事業で支援を行う漁業協同組合や FPO 等の漁業従事者で構成される組織と漁業資機材企業が取引を行う場合等を想定している。いずれの場合においても民間企業の製品・サービス詳細や意思決定基準を理解し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する意識を持ち、生産者と win-win の関係を構築するため、関連する民間企業へのヒアリングを行う。ヒアリング対象は地場企業、インドのアクアテック企業、進出済み本邦企業、インド進出の検討を行っている本邦企業等とする。ヒアリング手法としてはアンケートを通じて具体的に連携可能性がある企業が特定された場合、面談等を通じてより具体的な民間企業の要望・ニーズの把握を行う。

(6) ブランド化の検討

アッサム産の魚の比較優位や差別化要因について分析の上、アッサム州の魚のブランド化の検討を行う。また、ブランド化の検討にあたっては、日本国内でブランド化に取り組んで成功している生産者団体や自治体の事例の参照や、行政官及び生産者の本邦研修等、連携可能性を模索する。

(7) 漁業・養殖に係る教育機関との連携策の検討

水産資源管理、養殖生産、水産加工・品質管理等の研究に取り組む大学や政府系研究機関関係者へのヒアリングを実施し、事業で連携可能性があるかの検討材料を収集する。また、例えばグワハティ大学は日本の大学との連携実績があり、今後更なる連携促進を期待していることから、日本の大学の連携関心やその分野詳細につき調査する。連携の余地が確認された場合、詳細事業計画の中で詳細活動を提案する。

なお、実施機関は事業の中で複数の試験場（CoE）や州立大学等の大学研究機関との連携を図る想定であり、ヒアリング対象となる機関等の詳細は実施機関との協議にて確認する。

³ 本水産バリューチェーン調査はコンサルタントによる調査計画策定後、現地再委託による実施を想定している。

(8) 優良生産者団体の視察

アンドラプラデシュ州等の内水面漁業の先進州で共同資源管理が軌道に乗っている漁業協同組合や、既に事業規模を拡大している優良な FPO を複数視察し、生産者団体の育成計画作成の参考とする。優良な漁業協同組合や FPO 候補については実施機関との協議を通じて決定する。

(9) 事業計画のレビュー

上記の調査結果に基づき、先方政府作成の事業計画のレビューを行う。特に各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理する。

事業計画で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関の所掌やこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。

(10) 課題分析及び事業計画の改善提案

上記を踏まえ、本事業で取り組む課題の分析及び設定を行う。事業計画のレビュー及び課題分析に基づき、事業目的及び実施機関のリソース・経験を踏まえ、実現可能な本事業の全体計画及び主要コンポーネントの概要を提案する。また、概略事業費積算及び各コンポーネントの比重、インド政府による他スキームとの具体的効果的連携方法、民間企業との連携方法等の検討及び提案を事業計画改善提案の一環として行う。

(11) パイロット事業の実施計画の策定

第一次現地調査を通じて明らかになった課題に対してデジタル・トランスフォーメーション（DX）を切り口に最適なアプローチを模索し、円借款の本体事業の中での民間連携の在り方を検討するパイロット事業の実施計画を策定する。パイロット事業は、具体的には、内水面漁業・養殖業の生産性向上や、オンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化に資するサービスを提供する日本やインドのアクアテック企業との協働等を実証的に行うことを想定する。なお、パイロット事業は再委託での実施を想定している。

第二次国内作業

(1) インテリムレポートの提出

第一次国内作業及び第一次現地調査の結果に基づき、既存の取り組みの成果、教訓分析、事業背景、事業計画のレビュー結果につき、インテリムレポートを作成する。インテリムレポート案作成後、発注者及び実施機関からコメントを受ける。これらのコメントを反映させたものを提出する。

(2) 発注者への第二次現地調査対処方針説明

インテリムレポートに取り纏められたこれまでの調査結果及び第二次現地調査の業務計画を簡潔に取り纏め、発注者に対して調査方針説明を行う。

第二次現地調査

(1) 実施機関への第二次現地調査対応方針
実施機関に対して調査方針説明を行う。

(2) 詳細事業計画の策定

(ア) 事業戦略

第一次現地調査結果及び「第5条. 実施方針及び留意事項」に基づく調査結果を踏まえ、実現可能な事業目標を設定する。また、これら目標の達成に向け、共同資源管理に基づく内水面漁業・養殖業の生産支援、水産バリューチェーン構築支援及び漁業協同組合や州政府の組織体制強化を通じた、持続可能な漁業の推進及び漁業生産物の販売促進による漁業従事者の所得向上の事業戦略を策定する。

(イ) 事業計画の詳細化

インテリムレポートで提案される事業計画改善案や上記事業連略に基づいて、より詳細な事業計画を記載する詳細事業計画（Detailed Scope of Work）を作成する。詳細事業計画には各活動においては以下の情報を含める。

- ① 活動内容
- ② 活動規模
- ③ ステークホルダー及びその役割
- ④ 受益者負担を伴う活動の場合、負担の方法及び負担の内容
- ⑤ 政府スキームとの連携調整方法
- ⑥ 民間企業との連携方法
- ⑦ ジェンダー・アクション・プラン（GAP）（ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する取組の計画・実施方法・指標・モニタリングの仕方などを記した計画）
- ⑧ アッサム州漁業局及びアッサム州漁業全体のデータ利活用に向けた施策

また、事業計画作成の際は、生産、流通、加工、販売等のバリューチェーン上で関連する各活動が統合的に実施されるよう、地域やアクター等に基づき適切な単位をサブプロジェクトとして設定し、それぞれの活動がばらばらに進められることのないように留意する。

(ウ) 概略設計（施工計画含む）

各コンポーネントのインフラ整備に係る施工方法・施工技術、施工監理方針・計画、実施工程などを検討し、円借款本体で詳細に検討するためのベースとなる施工計画を策定する。また、主要工事の施工方法、品質管理・安全管理の基本的な考え方、留意事項などを取り纏める。

(エ) 事業対象候補地域及び対象候補生産者の選定基準・プロセスの策定

インテリムレポートでの提案に基づき、サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる対象候補生産者の選定基準・プロセス

について実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、発注者に提案する。

(3) 事業実施スケジュールの作成

活動毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成する（詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ 評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間や、コンサルタントの選定手続きの時期・期間がわかるようにする）。その際、モンスーン時期、州の予算、現地実施機関及び地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。また、事業の人員体制を踏まえ、想定されるサブプロジェクト数を設定の上、サブプロジェクトを複数のバッチに分けて、全体の事業工程スケジュールを策定する。

(4) 事業費の積算

詳細事業計画及び事業実施スケジュールに基づき事業費積算を行う。積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、積算時には、国際的な価格動向を十分に調査する。また、報告書には事業費の総表を記載し、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として発注者に提出する。

(ア) 事業費項目

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ コンサルティング・サービス（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑤ 建中金利
- ⑥ フロント・エンド・フィー
- ⑦ その他（融資非適格項目。用地取得費・移転費・生計回復支援費、関税・税金、事業実施者の一般管理費）

このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(イ) 事業費の算出様式及び準拠ガイドライン

事業費については、別途発注者が提供するコスト積算支援ツールを使用⁴し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。また積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（2009年3月版（試行版））」を参照する。

(ウ) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を得る。適用レート等の積算にあたっての条件については、発注者と協議する。また、概略事業

⁴ コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(10 以上)、32bit 版 Microsoft Office(2016 以上)を推奨。Macintosh は推奨しない。

費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(5) 事業実施体制・モニタリング体制・運営維持管理体制

事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを行う。その上で、当該事業スコープをスケジュール通りに実施し、事業効果を持続的に発現させるために必要な本事業の実施体制と運営維持管理体制を検討する。具体的には、実施と運営維持管理の両方について、①実施機関を含む各関係機関（政府のみならず、漁業従事者、漁業協同組合、FPO、民間企業を含む）の本事業における役割と責任、②実施機関の各部署の責任・権限、③実施機関の各部署の主要人員の責任・権限、④各機関の能力に関する分析に基づく能力強化策、⑤実施機関と他の機関（政府の他の部局、漁業従事者、漁業協同組合、FPO、民間企業）との調整メカニズム、⑥州レベル・県レベル・ブロックレベルのモニタリング体制と計画を含める。

能力強化策については、強化に必要な具体的な方策を包括的に Time-bound Action Plan としてまとめて、実施機関との合意形成を行う。強化策は実施機関が主体的に実施すべきものであるが、その一部の実施のために、コンサルティング・サービス、実施機関への人員の補強（支援要員、特定分野専門家等の活用）を入れることも検討する。

実施機関と他の機関（政府の他の部局、漁業従事者、漁業協同組合、FPO、民間企業）との調整メカニズムについては、第5条の(6)に基づいて検討する。また、他部局にまたがる事項については他のインド向け農業分野円借款の事例を参考とし、調整委員会を設けるなどの工夫を行い、その意思決定が適時になされるように留意する。

運営維持管理については、養殖施設、集荷・貯蔵・加工施設等受益者負担が生じる活動に関しては、漁業従事者、漁業協同組合、FPO、民間企業などが運営・維持管理の責任を負うことになるが、責任の範囲、意思、能力について確認し、想定され得るリスクを検討のうえ、行政の適切な関与の方法についても検討し、提案する。

(6) 調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、調達計画を作成する。その際、以下の項目について確認する。

(ア) 国内競争入札（Local Competitive Bidding : LCB）

LCB の場合は上記の円借款に関する調達ガイドラインが適用されない。コンサルタントや NGO、現地施工業者の雇用方法等を含め事業コンポーネントの内容に応じて、アッサム州の調達規則にあたる関連法令の有無を確認し、該当がある場合には関連文書入手し、それらやその他の州政府の調達規則に基づき見積もり合わせ等を含む調達方法が計画されているか確認を行う。

(イ) 土木工事の施工業者選定に関しては、以下の項目について確認する。

- ① 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ② パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

(7) 具体的な行動計画の策定

これまでの調査及び協議にて取り極めたことを整理し、今後の事業実施に向けた具体的な行動計画である Time-bound Action Plan を作成する。

(8) 環境社会配慮

環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び環境社会配慮実施体制の確認を行い、環境社会影響評価フレームワークの策定を行う。

(ア)「JICA環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

(イ)環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

A) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

B) JICA環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）との整合性

C) 関係機関の役割

③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（カテゴリB・Cのみスクリーニングする仕組み、体制が備わっているか確認する）実施機関の環境社会配慮能力（ESMS（Environmental and Social Management System））に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえたESMSチェックリスト案の作成）

(ウ)「JICA環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会影響評価フレームワーク案を作成する。環境社会影響評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

① プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトのEIAがプロジェクトの承認前に作成されなかった理由

② 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及びJICAの要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無

③ 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測

④ 環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスメントと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア

- ⑤ 住民協議フレームワーク⁵、情報公開方法(サブプロジェクトのEIAの公開方法含む)、異議申立方法
- ⑥ サブプロジェクトのEIAの準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- ⑦ モニタリング及び報告体制 (JICAへの報告体制含む)
- ⑧ サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

(9) 事業効果

本事業の定量的・定性的事業効果(運用・効果指標の設定、経済的内部収益率(EIRR)を含む)について検討する。検討の際は低生産性、低品質、少流通量、食品ロス、低所得等の本事業での取り組み課題に対して適切な運用・効果指標を選択のうえ、当該指標の基準値を確認し、事業完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定する。事業効果設定の際には、出典や算出方法を明記するとともに、達成しようとする事業の目標と指標について、技術的な観点からの妥当性を検討する。また、案件監理時にも継続的に入手・モニタリングが可能なようデータ入手可能性にかかる提案を併せて行う。

なお、IRR算出に当たっては、JICAのIRR算出マニュアルに沿って算出し、計算用のエクセルシートや報告書に計算の過程や引用される数値の根拠が第三者にも分かるように記載するよう留意する。

(10) 気候変動の影響・内水面漁業・養殖生産基盤への影響

パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が当該国のNDCと整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

本事業は養殖施設の省エネ等により、GHG排出量の削減が期待できるため気候変動対策(緩和)に資する可能性がある。についてはJICA Climate-FIT(緩和版)(7.省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化)を参照し、GHG排出削減量を推計したうえで、バックデータとともにドラフトファイナルレポートに添付し提出する。また、本事業は将来の気候変動を評価・考慮する場合、気候変動による影響への対応につながる気候変動の適応を副次的目的とする事業と位置づけられる可能性があるため、下記JICAホームページ内にある適応策の可能性について検討する。

(URL:http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)

(11) コンサルティング・サービスのTORの作成

実施機関及び関連機関の現在の能力・体制や事業スコープを踏まえて、JICA「コンサルタント雇用ガイドライン」(2012年4月)

⁵ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

(URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/japanese_2012.html) に基づくドラフト TOR を策定する。

(12) リスク管理

本事業実施におけるリスクを別途発注者が提供する「リスク管理シート (Risk Management Framework)」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成する。

(13) パイロット事業の実施

「第一次現地調査 (11) パイロット事業の実施計画の策定」にて策定された実施計画に基づき、パイロット事業を実施する。

第三次国内作業

(1) ドラフトファイナルレポートの作成

第二次現地調査の結果を踏まえ、調査結果の全体を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、発注者及び実施機関に説明の上、コメントを受ける。

(2) 調査結果を踏まえたDPRの更新

インドにおける援助要請は、実施機関によって作成される Detailed Project Report (DPR) を、中央政府がレビューし、その後に要請が行われる。必要に応じて、ドラフトファイナルレポートをもとに実施機関が行う DPR 作成の支援を行う (主語が JICA Survey Team から実施機関名になる等、形式的な修正が主であり、内容は基本的に同様)。

第三次現地調査

(1) ファイナルレポート作成に向けた協議

第三次国内作業の際に受けたコメントを踏まえ、更なる情報収集・協議が必要となった項目に関し確認を行った上で、ファイナルレポートへの変更点について発注者及びインド側関係者等に説明し、内容につき協議を行う。

第四次国内作業

(1) ファイナルレポートの作成

調査全体の結果を取り纏め、ファイナルレポートを作成する。

第7条 報告書等

(1) 調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を取る。

(ア)業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出期限：契約開始後10営業日以内

提出部数：和文3部（簡易製本）

(イ)インセプションレポート（IC/R）及びレポート概要説明資料（PPT）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

提出部数：英文2部（JICA1部、先方機関1部）（簡易製本）

(ウ)インテリムレポート（IT/R）及びレポート概要説明資料（PPT）

記載事項：対象地域の社会経済状況・自然条件、農業・漁業セクターの現況、実施機関の体制・財務・技術の状況、課題の抽出及び分析結果、事業の必要性、事業計画レビュー分析結果、事業対象地域案、事業対象選定方法案、事業計画概要、事業費概算等

提出時期：2024年5月下旬

提出部数：英文2部（JICA1部、先方機関1部）（簡易製本）

(エ)ドラフトファイナルレポート（DF/R）及びレポート概要説明資料（PPT）

記載事項：調査結果を踏まえた審査に必要な文書（要約、詳細事業計画（Detailed Scope of Work）、概略設計、事業実施スケジュール、事業費積算、事業成果（IRR分析含む）、事業実施・モニタリング体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮、調達計画、Time bound Action Plan等含む）

提出時期：2024年8月中旬

提出部数：英文2部（JICA1部、先方機関1部）（簡易製本）

(オ)ファイナルレポート（F/R）

記載事項：DF/Rの内容を踏まえた調査結果の全体成果、要約（英文）、各現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録、現場視察等で撮影した写真（30枚程度）

提出期限：2025年1月17日

提出部数：

- ① 英文（製本版） 8部（JICA4部、先方機関4部）
- ② 英文（先行公開版）（製本版） 2部（JICA）
- ③ 英文（製本版のCD-R） 3セット（JICA2セット、先方機関1セット）

- ④ 英文（先行公開版のCD-R） 1セット（JICA）
- ⑤ 和文要約（製本版） 4部（JICA）
- ⑥ 和文要約（CD-R） 3セット（JICA）

ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた先行公開版を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と協議の上決定する。

- A) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- B) 実施機関の経営・財務情報のうち、対外的に公開していない政策の内部検討状況
- C) 民間企業の事業や財務に関わる情報、企業秘密となるような特殊ノウハウ等
- D) 社会配慮に係る個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されている情報を除く。

(カ) デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）付す。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- (ア) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- (イ) ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地業務時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で発注者に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(4) コンサルタント業務従事月報

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに発注者に提出する。

(5) 報告書作成にあたる留意点

- (ア) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。

- (イ)各調査報告書は、インド国政府への提出に先立ち、事前に発注者に提出し、承諾を得る。
- (ウ)各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する。
- (エ)各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加える。準備調査報告書については、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、英文報告書の冒頭部分に入れる。
- (オ)レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図る。
- (カ)レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- (キ)報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。
- (ク)レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット事業の実施 テーマ、期間、パートナーとする 本邦企業案等	第5条 実施方針及び留意事項 (13) パイロット事業の実施
2	水産バリューチェーン調査にか かる調査方針、調査手法(対象作 物の選定方法含む)、調査期間等	第6条 業務の内容 第一次現地調査 (3) 水産バリューチェーン調査

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：漁業セクターの生産支援やバリューチェーン構築にかかる各種調査・設計業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／漁業政策
 - 内水面漁業・養殖業生産
 - バリューチェーン構築／産業政策
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 13.50 人月
 - 2) 業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／漁業政策）】
 - ① 類似業務経験の分野：漁業セクター（特に内水面漁業・養殖業）にかかる各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：南アジア及びその他途上国地域
 - ③ 語学能力：英語
【業務従事者：内水面漁業・養殖業生産】
 - ① 類似業務経験の分野：内水面漁業・養殖業生産にかかる各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：評価せず
 - ③ 語学能力：評価せず
【業務従事者：バリューチェーン構築／産業政策】
 - ① 類似業務経験の分野：バリューチェーン構築・産業政策にかかる各種業務

② 対象国及び類似地域：南アジア及びその他途上国地域

③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの 21 ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は 2023 年 12 月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナルレポートを 2025 年 1 月 17 日に提出します。なお、作業工程に係る別の合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案して下さい。

時期 項目	12 月	202 4年 1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2025 年1 月
第一次国内作業	<input type="checkbox"/>													
第一次現地調査														
第二次国内作業				<input type="checkbox"/>										
第二次現地調査														
第三次国内作業								<input type="checkbox"/>						
第三次現地調査														
第四次国内作業												<input type="checkbox"/>		
報告書提出	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
	IC/R				IT/R				DF/R					F/R

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 29.50 人月（現地：21.50 人月、国内：8.00 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/漁業政策（2号）
- ② 内水面漁業・養殖業生産（2号）
- ③ バリューチェーン構築/産業政策（3号）
- ④ 生産者組織化・ジェンダー主流化
- ⑤ 民間企業連携/起業家支援
- ⑥ 積算/経済・財務分析
- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ データ連携/DX推進

3) 渡航回数を目途 全 26 回(各従事者最大で 4 回)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ① 水産バリューチェーン調査
- ② パイロット事業

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- アッサム州漁業局作成の詳細事業計画
 - Improving Fish Value Chains in Assam (Assam Agribusiness & Rural Transformation Project (Apart) 2021)
 - PMMSY-Guidelines

2) 公開資料

- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【農業・農村開発】
(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_08_agricul.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上してください。

- (ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更の際には JICA インド事務所にも報告すること。
- (イ) 上記(ア)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に出発 2 週間前までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。
- (ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モ

バイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

- (エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、JICA 渡航措置が「在外事務所承認」や「安全管理部承認」の地域において現地調査を実施する場合は、調査実施の出発 3 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。特に以下に挙げる県（アッサム州）への渡航はより余裕を持って事前に相談すること。ティンスキア（Tinsukia）県、ディブルガル（Dibrugarh）県、チャライデオ（Charaideo）県、シヴァサガル（Sivasagar）県、ジョラハット（Jorhat）県、ゴラガート（Golaghat）県、カルビ アングロング（Karbi Anglong）県及びディマハサオ（Dima Hasao）県。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- (カ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）の

B案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

143,113,000円（税抜）

なお、定額計上分 6,000,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 5) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	水産バリューチェーン調査	「第2章 特記仕様書案 第6条 業務の内容 第一次現地調査（3）水産バリューチェーン調査」	3,000,000円	調査費一式	再委託
2	パイロット事業	「第2章 特記仕様書案 第5条 実施方針及び留意事項（13）パイロット事業の実施」及び「第2章 特記仕様書案 第	3,000,000円	調査費やパイロット事業実施にかかる諸経費	再委託

	6条 業務の内容 第一次現地調査 (11)パイロット事業の実施計画の策定			
--	--------------------------------------	--	--	--

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー⇒東京（JAL/ANA/エア・インディア）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/漁業政策</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>内水面漁業・養殖業生産</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>バリューチェーン構築/産業政策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

